

法人春日部

第 124 号

(平成17年10月号)



社団法人 春日部法人会
春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244



みんなで回覧しましょう。

[写真提供 久喜市役所 農政課]

〔わが町〕

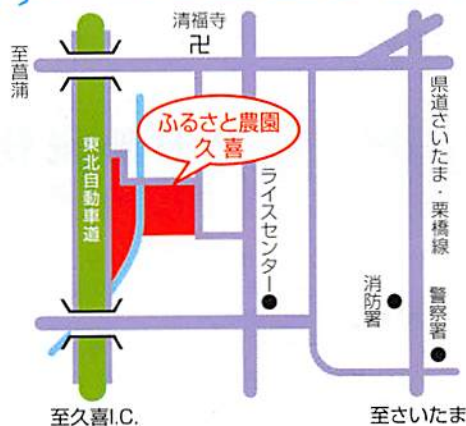
久喜市

ふるさと農園久喜

「ふるさと農園久喜」は、市民の皆様が土に触れ親しむことにより、農業及び農業者への理解を深めるとともに、市民相互の交流と福祉の向上を図ることを目的としています。

この施設は、市民の皆様が農作業を体験出来る「農園」及び「学習体験農園」と交流会、イベント、農村料理の体験教室を通して相互交流を深め、情報交換の場となる「緑風館」で構成されています。又車椅子の方もそのまま土いじりが出来ます様、普通より高い位置に農園が設置してある、福祉区画農園もあります。

お問い合わせ：久喜市大字六万部 1344-1
TEL.0480-24-5678



税 務 署 だ よ り

着任のごあいさつ



春日部税務署長

谷中久蔵

この度の人事異動により、
関東信越国税不服審判所から
参りました谷中でございます。前署長同様、よろしく
お願い申し上げます。

社団法人春日部法人会の役員並びに会員の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして円滑な
税務行政の推進と健全な納税環境の醸成にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴法人会は、昭和59年に社団化されて以来、各委員会及び女性部会、青年部会ともに法人会の基本理念の下、税知識の普及や納税道義の高揚、さらに会員相互の向上発展を図るため、積極的な各種研修会や講演会の開催や地域社会貢献運動など、活発な事業活動の展開により、納税意識の向上、企業経営及び社会の健全な発展に貢献していると伺い大変心強く思っております。

私事ではありますが、当署には縁があり、20年ほど前、まさに貴法人会が社団法人として産声を上げた年に課長補佐として勤務させていただきました。また、社団化20周年を迎え公益法人として組織・事業内容ともますます充実され、地域経済の担い手として、確たる地位を確保され、成人となられた年に再び勤務できたことに感慨深いものがあるとともに、これまでご努力された役員の皆様及び会員の皆様方のご労苦に敬意を表するところでございます。

ところで、わが国の経済情勢をみますと、景気は明るい兆しがあるとはいえ、少子・高齢化

がかつてないスピードで進み、労働人口の減少等依然として不透明な状況にあり、企業経営に携わられている皆様方におかれましては、大変ご労苦の多いことと存知あげます。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、高度情報化の進展など、経済・社会の構造変化とともに、行政の透明性、均質性、国民の皆様への説明責任などが厳しく問われる時代に入っており、更には、納税者サービスの充実が求められてきております。

このような中、適正・公平な課税を実現していくためには、税務行政が経済・社会の変化に的確に対応し、国民の皆様方の理解と信頼を得ていくことがますます重要になってきております。

私ども税に携わる者といたしましては、引き続き、皆様方のご意見を伺いながら、新しい時代にふさわしい税務行政を推進してまいり所存でございます。

社団法人春日部法人会の皆様方におかれましても、今後とも税のよき理解者として、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、皆様もご承知のとおり、本年度は、消費税の事業者免税点の引下げに伴い新たに申告が必要となられた方々の申告・納税が始まりました。これに対応すべく署においても準備を進めておりますが、会員皆様のお取引先等お知り合いの方で、新たに申告が必要となられる方々に「期限内申告・期限内納税」のお声かけのご尽力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

結びに、社団法人春日部法人会のますますのご発展と会員皆様方のご健勝・ご繁栄を祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

春日部税務署からのお知らせ

～住居表示変更による異動届出関係について～

- ◎ 平成17年10月1日に、春日部市と庄和町が合併し、春日部市となりますが、これに伴う住居表示変更に係る法人の異動届出書を税務署に提出していただく必要はありませんのでお知らせします。
- ◎ 平成17年2月20日に、春日部市新方袋地区の住居表示が変更となりましたが、これについては、登記簿謄本を添付の上法人の異動届出書を税務署に提出していただく必要がありますので、ご提出されていない方は、お手数をおかけしますが、ご提出をお願いします。

春日部税務署の定期異動の状況

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は次のとおりです。

<新任者>

署長	谷中 久蔵 関東信越国税不服審判所から
副署長(個人・資産)	千葉 進 東京国税局課税第二部から
特別国税調査官(法人)	田中 正一 関東信越国税局税務相談室から
総務課長	大井 賀津子 関東信越国税局資産税課から
法人課税第1統括官	西郷 隆夫 上尾署法人課税第1統括官から
法人課税第3統括官	小泉 茂 朝霞署法人課税第3統括官から
法人課税第4統括官	伊藤 善彦 土浦署法人課税第4統括官から
法人課税第7統括官	友永 将之 東京国税局総務課から
法人課税連絡調整官	後藤 春美 水戸署総務課長補佐から
総務課長補佐	佐野 修 上尾署総務課長補佐から

<前任者>

高木 茂寛 退官	近藤 博 関東信越国税局調査7統括官へ
大久保 スミ子 朝霞署副署長へ	森山 泰治 川越署特別国税調査官(所得)へ
須藤 光一 宇都宮署情報技術専門官へ	木下 稔 栃木署法人課税第3統括官へ
持田 茂 川越署法人課税第4統括官へ	板倉 輝男 朝霞署法人課税第3統括官へ
松嶋 昌吾 春日部署管理徴収第4統括官へ	紺野 一浩 関東信越国税局調査課へ

この社会 あなたの税が いきている

国や県・市町村は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興など、幅広い活動を行っています。

こうした国や地方公共団体の活動の財源となるのは税金です。税金は、私たちが生活の向上と安定を願う限りどうしても負担しなければならない、共同社会を維持するためのいわば「会費」といえましょう。

そこで国税庁では、広く国民の皆さんに税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、全国的に税についての各種の広報活動を実施しています。

期間中は、新聞やテレビ、ラジオなどで座談会等を実施するほか、税に関するパネルの展示

や税の作文、標語の入選作品の発表と表彰を行います。

そのほか租税教室の開催にも努めています。是非この機会に、税について考えてみてはいかがでしょうか。



平成17年分の年末調整説明会開催のお知らせ

平成17年分の年末調整の説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご都合のよい会場にご出席ください。なお、各会場とも駐車場が狭いため、お車でのご来場はご遠慮ください。

また、今回より①源泉徴収簿②扶養控除等申告書③保険料控除等申告書につきましては、一定枚数（毎月納付の方は各10枚、納期の特例を適用されている方には各4枚）を送付させていただきます。これらの用紙についてはコピー用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

また、国税庁のホームページでは、源泉徴収税額表、改正税法のあらまし、年末調整のしかたなどを掲載しているとともに、各種様式のダウンロードもできますので、ご案内申し上げます。

なお、用紙が必要な場合には、従来どおり、税務署の窓口や説明会会場でもお受け取りいただけます。

国税庁ホームページアドレス
【<http://www.nta.go.jp>】

開催日	開催時間		開催場所
11月14日(月)	1回目	午前10時～	久喜総合文化会館小ホール
	2回目	午後2時～	
11月15日(火)	/	午前10時～	幸手市保健福祉総合センター (ウエルス幸手)
11月15日(火)		午後2時～	蓮田市コミュニティセンター
11月16日(水)	1回目	午前10時～	岩槻本丸公民館
	2回目	午後2時～	
11月17日(木)	1回目	午前10時～	春日部市中央公民館
	2回目	午後2時～	

※ 年末調整事務及び年末調整説明会について、ご不明な点などがございましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

春日部税務署 源泉所得税担当
代表電話 048(733)2111 (内線621)
直通電話 048(733)2119

源泉所得税の改正の概要(抜粋)

1 高齢者控除の廃止

所得者本人が65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の場合、500,000円の高齢者控除がありました。平成17年分の所得税から廃止となりました。

2 年末調整の社会保険料控除における証明書の添付要件の変更

年末調整の際、国民年金保険料等について社会保険料控除を受けようとする場合、「保険料控除申告書」に国民年金保険料等の証明書を添付または提示しなければならないことになりました。

(注) 国民年金保険料等とは、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金をいいます。

3 「源泉徴収税額表」の変更

定率減税の額が引き下げられ、平成18年分以後の所得税から適用されることとなり、これに伴い、平成18年1月1日以後に支払うべき毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する税額表が、定率減税の額の引下げを織り込んだものに改められることとなりました。



常任理事会開催

平成17年9月16日
於:やまや新館会議室

当日は春日部税務署谷中署長、星野副署長、西郷第一統括官、野崎上席調査官にご出席頂いた。



村田会長挨拶のあと谷中署長にご挨拶を頂き、各出席者自己紹介のあと、右記の議事を審議し、承認可決した。

春日部税務署
谷中署長挨拶

1. 県連理事会 (H17.7.20) 報告
2. 個人情報の取扱いに関する方針の承認について、
3. 会員増強運動について
4. 法人会の現状と課題
5. 平成17年度テレビCF・ポスターについて
6. 地域社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」の実施計画
7. 合同講演会 (11/10) と「税を考える週間」とのタイアップについて
8. 各委員会報告

決算期別税務講習会の開催!!

6月・7月・8月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト「わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成17年度版」及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月日	時間	講習会場
8月2日(火)	午後2時～4時	春日部市民文化会館
8月3日(水)	午後2時～4時	岩槻本丸公民館
8月5日(金)	午後2時～4時	久喜総合文化会館



春日部税務署
野崎上席調査官(岩槻会場にて)



野崎彰先生(春日部会場にて)



吉田俊弘先生(岩槻会場にて)



鈴木淳一先生(久喜会場にて)

越谷法人会との合同セミナー

平成17年7月8日(金)午後1時～5時
於:越谷市中央公民館 5階会議室

基礎から学ぶ
実践セミナー

お客様の声は宝の山 パート・アルバイトから経営幹部まで すぐに役立つクレーム対応

「成熟社会」と呼ばれる今日、お客様のニーズをいかに汲み取るかは重要なポイントです。その中で特にクレーム対応は、お客様を失うか、もしくは固定客とするかを左右する大切な要素です。対応を誤れば経営の根幹を揺るがしかねません。そこで今回の研修は、接客対応の経験が浅い人でも分かり易く、今すぐにでも実践でき、ベテランの方にとってはビジネスの基本が再確認できる内容。クレームは、顧客獲得のチャンスともなりえる。

このセミナーは、越谷法人会と合同で開催した。初めての有料セミナーであるが、法人会員に対しては受講料を大幅に割引して行った。当日は16名参加し、熱心に受講していた。



講師 北沢妙子 先生

平成18年度 税制改正要望大会

平成17年9月21日(水)
於:東京国際フォーラム
〈尾野税制委員長以下6名参加〉

行財政改革を断行し、国の中核となる 中小企業の再生を図る税制の構築を求めて

今年も全国の法人会より、約1,300名の代表が参加し会場を埋めつくした。全国115万社会員の総意を訴えた要望事項、提言は満場一致で採択され、政府・関係官庁・国会関係に強く要請される。また、地方自治体に対しても要望活動を行ってゆく。

第一部 記念講演

演題 「今後の税・財政の行方」

講師 慶応義塾大学 商学部教授 跡田直澄氏

第二部 要望大会

- (1)開会の辞 勇崎副会長
- (2)会長挨拶 安西会長
- (3)提言及び要望事項 主旨説明 角間税制委員長
- (4)提言及び要望事項 朗読 全法連青連協正副会長3名
利根副会長(埼玉県連会長)
- (5)閉会の辞



全法連 安西会長挨拶

税制改革に関する提言

わが国経済は、懸命な企業努力によって、最近ようやく明るい兆しが見えてきたが、大部分の中小企業は、依然として経営健全化のために厳しい努力を強いられている。しかるに、国および地方自治体は、危機的な財政を抱えながら更に赤字公債を増額させ、未だ行財政改革に道標を立てていない。

このような状況では、わが国経済の再生は覚束なく、企業の活力復活にも支障を来し、国民が安心して生活できる社会基盤も崩壊することになる。いまこそ、国および地方自治体は、「聖域なき行政改革」をスローガンに終らせることなく断行し、社会保障制度を再構築し、国民の不安を払拭すべきである。

いうまでもなく、わが国の経済活性化のために税制が果たしている役割は、極めて大きい。国は、これらの税制改革に当たっては、企業経営の実態を正しく認識し、景気回復にも配慮し、めりはりのある望ましい税制の構築を目指し、努力した者が報われ、真面目な納税者が尊敬されるように努めるべきである。

具体的には、法人税負担を軽減し、事業承継税制を確立し、所得税の機能を重視し、地方税の合理化を図り、消費税問題の環境を整備すべきである。以上、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、税のオピニオンリーダーを自負し、全国115万会員の総意として、提言する。

平成17年9月5日 財団法人 全国法人会総連合

大会スローガン

- ◎歳出削減目標を明確にし
聖域なき行財政改革の断行を!
- ◎厳しい経営環境を打破するためにも
中小企業に配慮した税制を!
- ◎法人税率を引き下げ留保金課税を廃止し
中小企業に活力を!
- ◎所得税の抜本的な見直しを行い
広く薄く国民全体で負担を!
- ◎中小企業の重要性を認識し
事業承継税制の確立を!
- ◎消費税率を引き上げる前に
行財政改革の徹底と歳出の見直しを!
- ◎行財政改革を徹底し
地方も行政の合理化・効率化を!
- ◎少子・高齢社会を踏まえ
国民が安心できる社会保障制度の確立を!



上段 鯨岡 堂坂 松岡
税制副委員長 税制副委員長 専務理事

下段 塩崎 荻原 尾野
税制委員 税制委員 税制委員長

平成18年度 税制改正要望

基本事項 { 総論…行財政・税制改革に関する基本方針
各論…当面の改正事項
個別事項…各税の具体的な改正事項
※紙面の関係で総論のみ掲載し、各論及び個別事項については省略します。

総論 行財政・税制改革に関する基本方針

わが国の経済は、景気が依然として不透明であり、国・地方の財政も一段と悪化の中で、行財政・税制改革が避けられない重要課題となっている。しかも、かつて経験したことのない人口の絶対数が減少するという少子・高齢化社会が目前に迫っており、かつ、国際化・情報化が一層激しくなっているため、それらに対処する効果的かつ効率的な諸改革が急務となっている。このような基本的認識の下に、以下に指摘する諸改革の断行を提言する。

第一 日本経済を蘇生させる条件

わが国の経済は、企業への血の滲むような合理化努力の甲斐あって、ようやく明るい兆しが見えてきたものの、国民の経済社会の先行きに対する不透明感、閉塞感はまだ払拭されていない。

国民が真に求めているのは、スローガンだけの改革ではなく、将来不安を解消するための効果的な施策であり、活力ある経済社会の実現である。そのため、実のある改革を実行することである。

すなわち、「聖域なき行政改革」は、言葉のみではなく、合理化の対象を明確にして、行政コストの削減を具体的に明示すべきである。税制改革については、国民に負担増を求めるところと軽減できるところを明確にしてメリハリをつけるとともに、中小企業の存在の重要性にも配慮すべきである。社会保障制度については、負担と給付のバランスに配慮した将来構想(青写真)を明確にして、国民に安心感を与えることこそ急務である。

第二 徹底した行財政改革による財政再建

国・地方の長期債務残高は、既に800兆円に近く、わが国の財政破綻が現実なものになりつつある。しかも、債務残高は、今なお増え続けており、それを削減するための効果的な措置が採用できない状況にある。そのため、国民は、国や地方自治体に対して信頼を失いつつあり、将来不安を掻き立てられている。

このような現状を放置して置くことは、国の存亡にかかわることであるので、このような流れを断固として断ち切る必要がある。そこで、法人会は、国と地方自治体に対し、次のような行財政改革に直ちに着手して歳出削減目標を明確にし、財政再建の実を挙げるよう強く要求するものである。

1. 財政再建目標の明示

財政に対する国民の信頼を回復するために、国民負担の上限と財政再建の目標年次を設定し、聖域なき歳出削減を実行する。その際、当面の目標として、例えば、2010年初頭までに国債の新規発行額を同年度の国債費以下にとどめる、いわゆるプライマリー・バランスの回復を明示する。そして、この目標を達成するために、あらゆる措置を確実に実行する。

2. 徹底した行政改革と公務員定員削減等

政府は、2005年度から5年間で10%以上の公務員定員削減を行うこととし、人事院も、国家公務員の給与(基本給)を一律5%程度引き下げよう勧告した。このような方針が実現され、さらに前進して行くためには、国と地方自治体の役割を再検討した上で、「総論賛成、各論反対」に終始し勝ちであるが、今やそのような議論を弄ぶ時間はないはずである。国民全体の視点に立って、行政組織の統合・廃止を積極的に行い、国と地方自治体の公務員をそれぞれの役割に応じて効率的に配属し、総人件費の削減に努めるべきである。

3. 歳出の全面的見直しと削減

歳出削減の必要性は、公務員改革にとどまらない。従来、とかく聖域扱いされてきた社会保障関係費、政府開発援助、教育行政費、教育行政費、公共事業費、農業保険費、地方財政対策費などについても、改革のメスを入れ、それらの支出の効果を見直し、歳出全般について例外なく歳出削減あるいは抑制策をとるべきである。

なお、「官から民へ」というスローガンの下に、独立行政法人が増加しているが、安易な「衣替え」にとどまらず、それらの法人化が歳出削減にどれだけ貢献するかを明確にすべきである。

第三 社会保障制度の抜本的改革

1. 年金制度

国民の将来不安の最たるものに、年金制度の崩壊がある。それは、若年層にとっては、負担金が一層増加しそれが将来戻ってこないのではないかと不安であり、年金受給者にとっては、今後受給額が減額されるのではないかと不安である。これらの不安は、多分に誤解によるところもあるが、負担と給付のバランスが崩れていることや、年金制度所管庁の不祥事によって増幅している。

しかし、年金制度は、基礎年金の相当部分が国庫負担とされ、厚生年金等では個人負担額と同額の雇用主負担が存在しているわけであるから、いわゆる掛け損などはないはずである。問題は、国が示すべき将来の青写真が明確でないが故に、不安が高まることである。

そうであれば、政府は、将来の人口動向を正確に把握し、国民の納得できる負担と給付の構想を明確に示すべきである。そこには、議員年金制度にみられるような我田引水的な手法は許されないはずである。

2. 医療・介護制度

高齢化社会においては、医療・介護費用の増加は必至である。だからと言って、それを放置して置くことは、国民の負担の限界からみて許されないことである。これらの分野においては、効率的な運営と高齢者を含めた応分の負担により、全体のコスト削減を求めるところが急務である。もともと、これらの分野に効率性を求めることは、いたずらに不必要なサービスを強要するような商業主義を認めることではない。また、費用負担については、企業に安易な負担増を求めるときではなく、サービス提供の実態を見直し、総費用の抑制に努めるべきである。

第四 国と地方のあり方

国民が国および地方自治体に求めていることは、かけ声だけの地方分権ではなく、「小さな政府」をめざした真の行政改革であり、行政の効率化による大幅な歳出削減である。そのため、まず、国と地方自治体の役割分担を明確にし、行政機関の重複を是正すべきである。

第五 めりはりのある税制改革

1. 税制改革の全体像

わが国の財源不足については、まず、経済条件を十分に認識した上で、徹底した実のある行財政改革を断行し、かつ、急務となっている社会保障制度を改革すべきである。国および地方自治体は、このような行財政改革等を実施した後の財源不足を明確にした上で、それを補完するための税制改革の全体像を明示すべきである。

このような税制改革においては、増税を必要とする税目、必要としない税目等が明らかにされるであろうが、それらの税目においても、税負担を強化する事項と軽減すべき事項が存在するはずである。それらの実態を的確に分析、検討し、メリハリのある税制改革を行うべきである。

2. 中小企業の税制改革

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済再生の鍵を握っているとんでもない。そうであれば、メリハリのある税制改革は、中小企業の活性化に資する税制により多く照準を当てるべきである。

中小企業の活性化には、努力した者が報われる税制こそ必要であり、そのため、同族会社に対する留保金課税の廃止(又は停止)、事業承継税制の確立、中小法人の税率引き下げ等を強く求める。

第六 租税教育の普及

徹底した行財政改革の実行も、信頼できる社会保障制度の確立も、そしてメリハリのある税制改革の実現も、国・地方自治体という共同体を維持、発展させようとする国民の理解が不可欠である。そのような理解は、それら共同体を支えている「税」に対する理解によって醸成される。

しかしながら、わが国においては、このような税についての国民の理解は必ずしも十分とはいえない。そのため、社会全体において税についての理解を高めるための各種施策が必要とされているところであるが、取り分け、次代を担う若い世代に対する施策が肝要である。

青年部会 親睦事業「納涼の夕べ」



平成17年8月3日(水)
銀座サイアム(タイ料理)
新宿キサラ(ものまねショー)



ものまね館 キサラにて

青年部会は親睦事業として、「納涼の夕べ」を毎年開催している。前年は「屋形船」を借り切ったが、今年は夜の東京観光はとバスツアーとした。



開会
田口親睦委員長



井上部会長
挨拶

夕方4時に浅草に集合。車中での田口委員長開会。井上部会長挨拶。乾杯をしているうちに銀座に到着。タイ料理を味わって、東京の夜景を見ながら新宿へ。酒を飲みながらのショー見学でくつろぎ、ほろ酔い気分の中に新宿で解散。それぞれに夜の新宿ネオンに消えていきました。

第13回 福利厚生ボウリング大会

平成17年9月15日(木) 午後6時～
ハッピーボウル(葛蒲町)



当法人会会員への福利厚生事業として第13回ボウリング大会を開催した。

厚生委員会が主催し、大同生命・AIU保険・アメリカファミリー生命保険の3社の協賛により行った。

主催者側も含め約100名が一同に会した。大熊副委員長の開会・増川委員長の挨拶のあと、ルール説明を行い、大会がスタートした。競技は、1チーム2名(1人2ゲーム)の合計得点での競い合いで、女性には1ゲーム当たり10ピンのハンディが与えられた。

当日は毎回上位入賞をめざすチームや、社内の同僚とのふれ合いに利用するチーム等、様々な光景が見られた。

試合後の表彰パーティーは野原副会長があいさつ、協賛の提携三社を紹介し、法人会福利厚生制度のさらなる推進をアピールした。

増川委員長の乾杯後、成績発表となったが、チーム賞の他個人特別賞も多く用意され、残った商品をジャンケンゲームでの争奪戦となり大変盛り上がった。また、参加者全員に参加賞を進呈し、楽しい一時となった。

日部法人会 ボウリン



チーム優勝
山崎水道チーム(白岡)

優勝!!

法人会 ボウリン



個人優勝
並木欣次氏(栗橋)



開会 大熊副委員長



増川委員長 挨拶



野原副会長
挨拶

個人情報の取扱いに関する方針

1. 個人情報の取得について

本会は、事業運営に必要な範囲で、適正かつ公正な手段によって個人情報(氏名、法人名、法人役職、法人所在地、法人の設立年月日・業種・資本金・電話番号・FAX番号、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、法人会役員経歴等)を取得いたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 取得した個人情報は、本会が行なう税務意識の向上、企業経営の健全な発展、地域社会への貢献、会員の福利厚生等の業務における必要な範囲に限り、法人会及び都道府県法人会連合会、全国法人会総連合(以下、下線部を「法人会」という)で共同利用いたします。
- (2) 個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行なうとともに、個人情報の適正な保護を確保するために必要な措置を講じます。

3. 個人情報の第三者提供について

「法人会」は、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。また、組織の強化並びに福利厚生制度の推進のため、

提携金融機関の協力を得るのに会員情報を提供することがある場合、これらに提供する項目は、法人名、郵便番号、所在地、電話番号の法人情報のみに限定いたします。

〈「法人会」が現在提携している金融機関〉

○大同生命保険株式会社、AIU保険会社、アメリカンファミリー生命保険会社

○埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫(左記3社は、埼玉県内のみ)

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応いたします。

5. 組織・体制・改善

本会は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。

本会は、保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取り組みを適宜見直し、改善していきます。

法人会サポートローン取扱い開始

法人会会員への優遇ローン

埼玉県内15法人会では、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫の地元3金融機関と組んで会員向け融資「法人会サポートローン」の取扱いを開始しました。

県内3金融機関が取り扱っている無担保融資商品の条件を優遇し利用できるようにする。

同ローンは、埼玉りそな銀行のりそなビジネスローン「保証革命」及び「埼玉倶楽部」と武蔵野銀行のむさしの「企業力」及び「ビジネスカード」埼玉縣信用金庫の会員サポートローン「元気力」及び「クレディア保証付」の各商品。会員は法人会が発行する紹介状を持って各金融機関に申込む。各商品の申し込み要件、融資金額、優遇内容等は、法人春日部123号(17年7月)16頁をご参照願います。

国民生活金融公庫からのお知らせ

国民生活金融公庫は、中小企業の皆様のための政府系金融機関です。

制度の概要は次のとおりです。事業資金のほか、教育資金等のお取り扱いもしております。

■ 国の事業ローン

ご融資金額=4800万円以内

ご返済期間=運転資金五年以内、設備資金10年以内
利率=年1.45%~年1.5%(7月1日現在)

■ 新企業育成貸付

ご融資金額=7200万円以内

ご返済期間=運転資金五年以内、設備資金15年以内
利率=年0.55%~年1.75%(7月1日現在)

■ 国の教育ローン

ご融資金額=学生1人あたり200万円以内

ご返済期間=10年以内(据置期間は在学期間内)

ご返済方法=毎月元利均等返済(ボーナス時増額もできます)

利率=年1.65%(7月1日現在)

★このほか、恩給、共済年金担保貸付もあります。

お問い合わせ

春日部・幸手・杉戸・宮代・庄和の方は

〒343-0816 越谷市弥生町3-33

国民生活金融公庫越谷支店 TEL.048-964-5719

岩槻・久喜・蓮田・白岡・菖蒲・鷺宮・栗橋の方は

〒330-8547 さいたま市大宮区宮町3-1-2

国民生活金融公庫大宮支店 TEL.048-643-3711

法人会税金クイズ 2005

① 税金の種類と収入

国や地方自治体は、私たちの生活に欠かすことのできない行政サービスなどを提供しています。そして、それに必要な経費を、私たちは税金という形で負担しています。

税金には、国に納める税金(国税)と地方自治体に納める税金(地方税)があり、地方税は、さらに道府県税と市町村税に分かれています。

例えば、国に納めている主な税金として、所得税、法人税、消費税などがあり税収は約44兆円。地方に納める主な税金としては、住民税、固定資産税、事業税、地方消費税などで税収は約33兆円となっています(平成17年度予算)。

② 税金の使途

国や地方自治体における1年間(4月から翌年3月まで)の収入のことを歳入といい、支出のことを歳出といいます。国と地方の歳入割合は6:4ですが、国と地方の歳出割合は4:6に逆転します。こうしたことから、地方分権の推進と相まって国と地方のあり方に関心が高まっています。

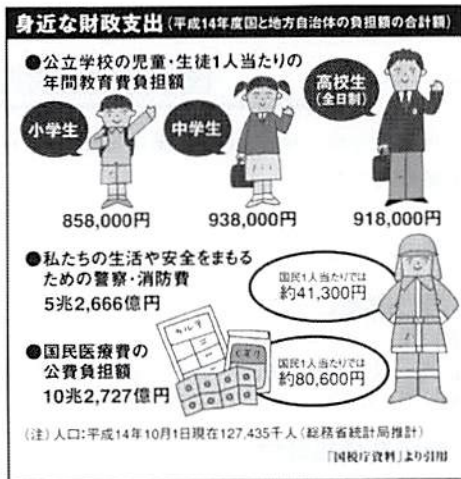
ところで、国と地方には役割があり、国は司法、外交、国防などをはじめ経済、産業など国家的見地から行う幅広い行政活動を分担しています。また、地方は、主として、教育、環境衛生、上下水道、警察、消防など地域住民の生活環境や福祉を中心に日常生活に密着した行政活動を行っています。

私たちは、直接、間接的に行政サービスの恩恵を受けているわけですが、その身近な財政支出の一例を見てみましょう。

税金の種類		
国税	地方税	
	道府県税	市町村税
所得税	道府県民税	市町村民税
法人税	事業税	固定資産税
相続税	自動車税	事業所税
贈与税	地方消費税	軽自動車税
消費税	道府県たばこ税	市町村たばこ税
酒税	ゴルフ場利用税	入浴税
たばこ税	⋮	⋮
印紙税	⋮	⋮
関税等	等	等

(注)東京都は道府県税に相当する税を、特別区は市町村税に相当する税を課税していますが、市町村税に相当する税でも、法人市町村民税、固定資産税、事業所税は、東京都が課税しています。

「国税庁資料」より引用



税について考えよう

～税の役割と使途～

クイズに答えて
商品券をもらおう!
応募締め切り
平成17年11月30日

Ⅲ 税収の補てん

わが国は、長引く景気の低迷や経済対策に伴う累次の減税措置などにより税収が減少傾向にある一方、少子・高齢化の進展による社会保障費の増大等により歳出額は年々増加の傾向にあります。この不足額を埋めるために、国や地方では借金(公債金)をしています。

わが国では、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどっており、平成17年度末の国及び地方の長期債務残高(公債残高、借入金残高等の国の長期債務と地方の債務残高とを合計したもの)は、774兆円程度に達すると見込まれています。

これは、GDP(国内総生産)比で約151%となり、主要先進国の中でも最悪の水準となっています。このため、国や地方においては、聖域なき行政改革を徹底し、財政の健全化に向けて努力することが求められています。

5万円の商品券など 600名様にプレゼント!

1等
100名様

5万円の商品券

(VISA キフトカード)

2等
500名様

1万円の商品券

(VISA キフトカード)

ヒントは中面の「税について考えよう～税の役割と使途～」の記事の中にあります。

Q1

平成17年度予算によると、国と地方の税収の合計は、どの位でしょうか。

A 約33兆円 B 約44兆円 C 約77兆円

Q2

公立学校に通う小学生が1人いる家庭では、年間教育費の公的補助はどの位でしょうか。

A 858,000円 B 918,000円 C 938,000円

Q3

平成17年度末の国と地方の長期債務残高はどの位見込まれているでしょうか。

A 約410兆円 B 約692兆円 C 約774兆円

応募方法

● 官製ハガキの場合

①クイズの答 ②住所(郵便番号) ③氏名 ④年齢 ⑤性別
⑥職業 ⑦連絡先電話番号を明記して次の宛先まで。
宛先 〒119-0294 東京都新宿区牛込郵便局私書箱74号
法人会「税金クイズ」C係

● インターネットの場合

11月1日から全法連ホームページからも応募できます。

URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

応募締め切り 平成17年11月30日消印有効

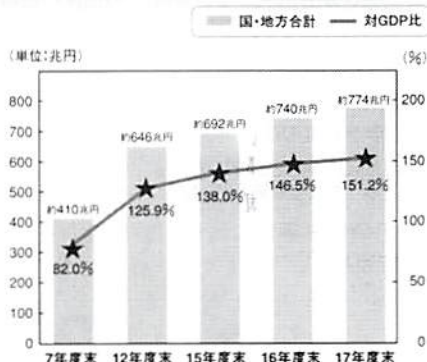
当せん者発表

第三者立会のもとに厳正な抽せんを行い、正解者の中から当せん者を決定します。当せん者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。

個人情報取扱いについて応募者の皆さまの個人情報は当せん賞品の発送以外の目的で使用することはありません。

※ご応募は勝手ながらハガキ・インターネットを通じてお一人様一回限りさせていただきます。

国および地方の長期債務残高(平成16年12月)



(注) GDPは、16年度は実績見込み、17年度は政府見通し。

「財務省資料」より引用

URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

新「会社法」が成立しました

政府は一部を除き平成18年から施工される予定です

この法律は、企業活動の複雑化に対応して、多様な会社の枠組みなどが定められています。

「会社法」の中小の企業に関連する改正の主なポイントを整理しましたので、

「事務局レポート」としてお届けいたします。

新「会社法」の概要

この法律は、終戦直後に大改正された商法（第2編会社）や戦前に成立した有限会社法、及び商法特例法を見直し、わかりやすく一つにまとめられ、旧商法等の条文ではカタカナが用いられていましたが、新会社法ではひらがなの口語体となっています。現代企業社会のニーズに可能な限り対応した実質的な「現代化」を含んでおります。

「会社法」の主要なポイント

●会社モデルの整備

○株式会社と有限会社が一本化

株式会社と有限会社の二つの会社類型が統合され株式会社のみとなります。但し、現在の有限会社は、会社法の適用を受ける「特例有限会社」に変わりますが、旧来より認められている制度を利用できます。

○合同会社の設立

株式会社と任意組合の利点を併せ持つ会社形態（米国のLLC:有限責任会社を参考にした日本版LLC）であり、株式会社と同様に投資者の有限責任が確保される一方、利益や権限の配分は組合同様に規律されることから、ベンチャー企業などを起業するための新しい組織形態といえます。

●経営の健全性の確保

○会計参与制度の新設

会計参与の設置は定款で定めることができ、公認会計士または税理士（夫々法人も含む）に限られ、株主総会で選任されます。会計参与の職務は、取締役と共同で決算書類等を作成し、株主や債権者の求めに応じて開示・説明を行い、決算書類などを会社とは別の場所に5年間保管する義務があり、会社に対する責任については、株主代表訴訟の対象にもなります。

商法から「新会社法」へ

現行制度

- 近時、度重なる改正が行われてきたが、会社法制全体として体系的な検討は行われていなかった。
- 商法、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（いわゆる商法特例法）など、会社法制に関する重要な規定が散在。
- 片仮名文語体表記となっており、現代では使われないような用語も残存。

課題

- 企業の実態を踏まえた抜本的な見直し（株式会社への過剰な規制の見直し、定款自治の拡大）の必要性。
- 会社法ユーザーにとって分かりやすい内容及び条文構成。

見直しの方向性

- 会社法全体をゼロベースで見直し、全面的に見直し。
 - ◆株式会社法制と有限会社法制を新しい「株式会社」法制に統合
 - ◆機関設計の柔軟化
 - ◆会計参与制度の導入
 - ◆株式会社に係る各種規定の見直し（自己株式の授権決議を定時総会以外でも可能とする、等）
- 平仮名口語体表記に改め、分かりやすい条文構成を目指す。

（中小企業庁資料）

●株式会社制度の主な改正点

○会社設立時の最低資本金制度の撤廃

これまでも最低資本金制度の規制が課せられない特例措置を使えば1円から会社を設立できましたが、5年以内に資本金を増資する義務がありました。新法では、株式会社の設立にあたり、「1円からの設立」が恒久的に制度化されました。

○柔軟な株式会社の機関設計＝定款自治

全株式の譲渡が制限される「譲渡制限会社」が株式会社の形態となり、すべての株式会社は「株主総会と取締役の設置必須」を原則とし、必要な取締役会などの機関は柔軟に定款で決められ、会社の成長に合わせた多様な選択が可能となりました。

例えば、株式譲渡制限会社は取締役会を設置しないで取締役一人と設計し、その任期は最長10年が可能となり、所有と経営が分離していない中小の同族会社など役員の変更が少ない企業には利点があります。

会社法による株式会社の主な改正点

	現行法	新しい「会社法」
商号	同じ市町村内で同一の類似商号は禁止	同一住所の同一商号でなければ可
最低資本金	1,000万円	撤廃(1円以上)
取締役の任期	2年。委員会等設置会社は1年	2年。委員会設置会社は1年。株式譲渡制限会社は最長10年も可
取締役の人数	最低3人	1人でも可
取締役の責任	無過失責任が主	原則として過失責任
取締役の解任決議	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議
株券	原則発行	定款で定めないと発行できない
株主への配当の時期	中間・期末の年2回	いつでも可能
清算	裁判所が監督	裁判所の関与廃止

(出典:17.6.29 朝日新聞)

●組織再編の規制緩和（M&A法制の緩和）

○略式組織再編制度の導入

議決権の9割以上を持つ子会社の合併などは、子会社の総会決議が要らなくなりました。

○簡易組織再編要件の緩和

規模の要件が5%から20%に大幅に緩和されました。つまり、消滅会社を吸収合併する際、存続会社が合併の対価として交付する「株式数の発行済株式総数に対する割合」と「株式以外の財産の純資産額に対する割合」の合計が20%以下の場合、存続会社で総会決議が不要となりました。但し、存続会社の親会社株式を対価にした三角合併や、現金を対価にした交付金合併の解禁は、1年延期となりました。

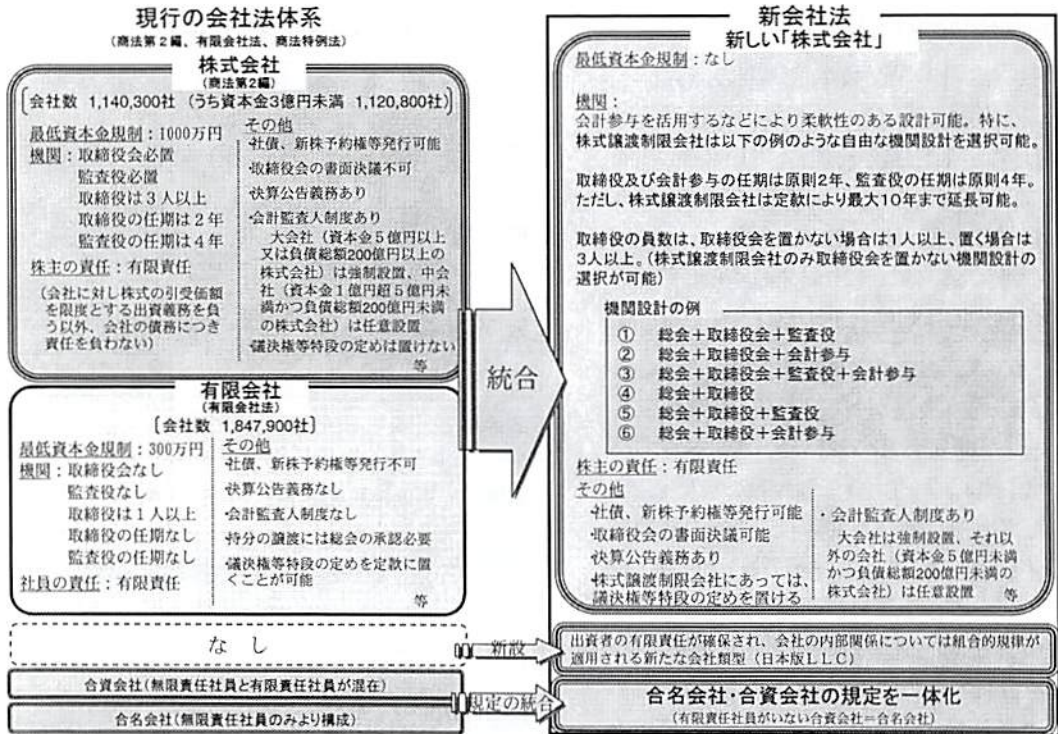
●敵対的な企業買収への防衛策の強化

敵対的買収防衛策「ポインズビル毒薬条項」を使いやすくして買収を妨害するために、買収者が現れた時点で他の株式の議決権を大幅に増やして買収者の議決権比率を強制的に引き下げるなど、新株予約権や種類株などが整備されました。

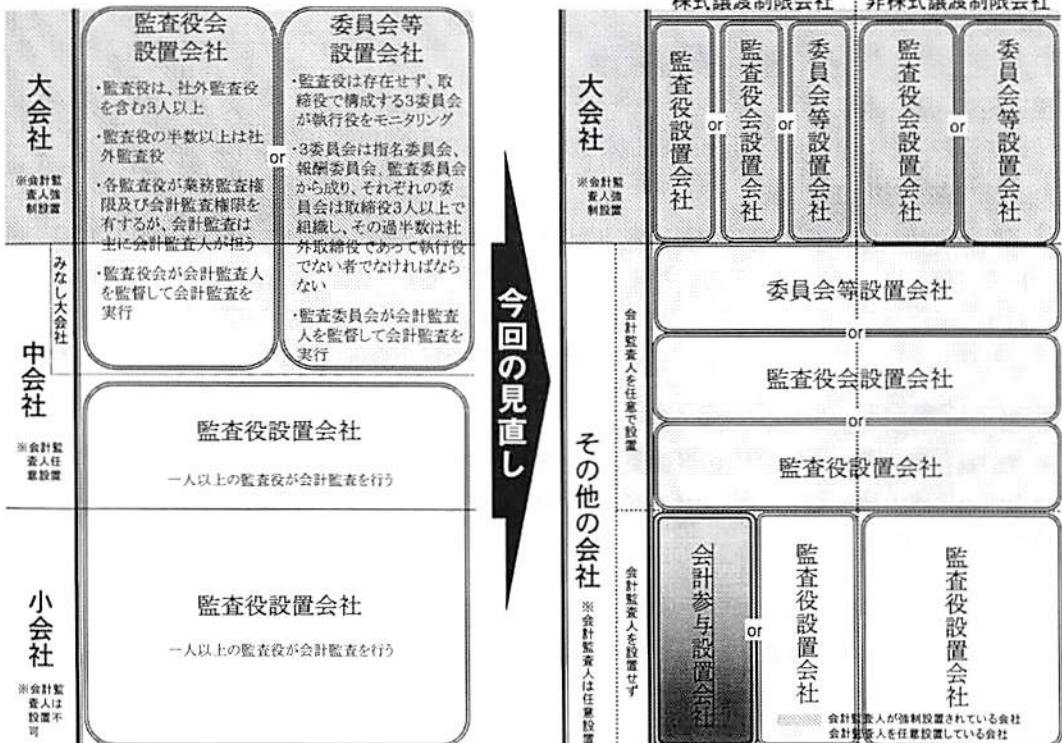
なお、上記「事務局レポート」は以下の資料を参考に、事務局で「速報」として取り纏めました。

(参考資料:朝日新聞、日本経済新聞、中小企業庁資料他)

(参考) 商法から「新会社法」へ



(参考) 会社の会計をチェックする機構について



今年もやります 法人会

(社)春日部法人会・地域社会貢献運動

「花と緑いっぱい運動」を展開



各地産業祭でアピール!!
花の種、税金クイズ等を配布



宮代 新しい村

各支部産業祭実施予定(平成17年度)

支部	実施年月日	催し名及び開催場所
春日部	8/10(水)	道の日キャンペーン/西口駅前通り
	10/15(土) 16(日)	かすかべ商工まつり /春日部市大沼運動公園
岩槻	11/20(日)	産業祭(区民まつり)/槻の森スポーツセンター
久喜	10/16(日)	久喜市民祭り/久喜市街地
蓮田	8/27(土)	はずだ市民まつり/蓮田市「のくぼ通り」
	11/26(土)	街角ふれあいウォーク/蓮田市内
幸手	11/12(土) 13(日)	第12回幸手市民まつり ハッピーエンドフェスタ2005/東さくら通り
	10/30(日)	産業祭/新しい村
白岡	8/6(土)	商工まつり/白岡町庁舎駐車場
	11/20(日)	農業まつり/白岡味彩センター
菖蒲	6/5(日)	あやめ祭り/菖蒲庁舎前
	11/3(木)	産業祭/あやめ公園
栗橋	11/20(日)	商工まつり/栗橋総合文化会館前庭
鷲宮	11/6(日)	商工祭/鷲宮町庁舎前駐車場
杉戸	11/3(木)	杉戸町産業祭/アグリパークゆめすざと
庄和	11/12(土)	庄和地区産業祭/道の駅庄和
本部	随時	本部対応の税務講習会等

支部だより



栗橋支部

栗橋支部総会
平成17年7月3日(日)
場所:鬼怒川ホテルニュー岡部



蓮田支部

はずだ市民まつり
平成17年8月27日(土)



女性部会合同研修会
(商工会との合同)
平成17年7月6日(水)



杉戸支部

商工会工業部・法人会合同研修会
平成17年8月26日(金)
場所:和泉屋
テーマ:税制改正のあらまし
講師:杉戸町商工会 局長 宮崎健二氏



白岡支部

'05商工まつり
「花と緑いっぱい」運動展開
陶芸教室も開催
平成17年8月6日(土)
場所:白岡町役場来庁者用駐車場

春日部支部

女性部会研修会
平成17年9月7日(水)
場所:鎌倉方面



想うがまま

夏の思い出

幸手支部 埼玉りそな銀行幸手支店
支店長 鈴木 尚

私の実家は福島で、毎年ゴールデンウィークには田植えに帰っている。昔は田植えも近所の人を頼んで大人数で植えていたが、今では機械を使う少人数での作業となっている。今年の夏に妻の実家のある九州の小倉に行った時のこと、一人暮らしの義父が地元の有志でやっている“そばの会”で、「明日そばの種まきをするので一緒にやってみないか」と言われたのがことの始まり、久しぶりに農作業をすることになった。

例年“そばの会”ではこの時期に種まきを行っているようで今年で10年目。当初はそば打ちを覚えるために集まった会だったようであるが、「種まきから収穫までやってみようか」との思いから今日に至っているようである。昨年は干ばつと台風でほとんど収穫できなかったことから、今年は良質の種を準備し気合が入っているという。

8時に現地集合ということで、義父と子供の4人で目的地の平尾台へと向かった。ここはカルスト地形と千仏鍾乳洞で有名で、石灰岩の岩が高原に突き出てい

る風光明媚な観光名所である。そんな場所でまさか自分が農作業をしようとは夢にも思っていなかった。畑に着くと40人ほどの、還暦はとうに過ぎているような男女のメンバーが集まり、既に土の掘り返しや種まきを始めていた。

このメンバーでは子供は当然ながら40過ぎの私?!でさえ若手の一人で、早速みんなから「その若いの」と呼ばれてひっぱりだこ、片道50M位の傾斜地の上り下りは重労働で、休憩時間の冷えたお茶は、スポーツ後のキーンと冷えたジョッキで飲むビールのようにうまかった。

その後もメンバーと協力し作業を繰り返していくなか、私の家族はこの場の新人にも関わらず以前からいる仲間としてふれあい、同じ作業をする気持ちの一体感を感じとっていた。そうした中若手?が一生懸命作業をしたことで、いつもなら3時ごろまでかかる農作業が昼過ぎで終了することができ、メンバーから非常に感謝された。子供たちは作業後にいただいたラムネとスイカに大満足で、初めての農作業に嫌がることなく楽しい九州の思い出をつくったようだ。私は私でみんなと作業する農家の古き良き時代の風景が懐かしく、幸せな時間が過ごせたと感じた。

埼玉に戻ってから妻が、「今年はスイカ食べていないね」と何気なく言ったとき、私と子供はにんまりとあの時のことを思い起こしていた。私の家族にとっ

ホテルグリーンコアに新館誕生! 客室総数132室!

ホテル グリーンコア +1
プラスワン

幸手市東3-4-8
TEL 0480-43-9900
FAX 0480-40-3052
<http://www.green.core.com>

シングル1泊
¥6,825 (税込)



最寄駅 幸手駅(東武日光駅)
久喜駅(JR東北本線)

- バンコヒー無料サービス
- 当日予約可
- フロント24時間体制
- インターネットカフェ併設

■ お手軽な料金と快適な空間で
あなたのビジネスライフをサポート!

improve 貴社の情報システムのお手伝いいたします。

【営業内容】

- ホームページ・ホスティングサービスのお手伝い
- システム設計・作成
- ワード・エクセル・パワーポイント・JAVAの講習
- コンピュータ関係のサポート業務

有限会社インプルーブ

〒349-1121 埼玉県北葛飾郡栗橋町伊坂471-2
0480-52-4252 090-8508-0622 (携帯)
emiko.watabe@impve.co.jp



想うがまま



開業30年に想う

蓮田支部
(有)吉岡新聞店
吉岡 延次

今年5月にスタッフとささやかながら30周年のお祝いが出来ました。宴会好きの従業員らが喜ぶ顔が印象的でした。

私にとって病気や怪我も無く一生懸命頑張る人材が最高の財産だと思います。私も家内も20年前は彼らと同じように駆けずり回っておりましたので、それ故辛い時の気持ちも困った時の顔の変化もなんとなく判るようになりました。勿論サボったときは当然です。彼らの達成感のある笑顔を見るときが、私には一番の活力になります。

昭和50年5月、蓮田市に読売新聞店を開業してから様々な事がありました。立場の違いから来る今までと違う辛さが多々ありました。それは現在も同じで継続中ですが…。今でこそ省力機が開発されチラシの作業や顧客管理など見違えるほど進歩しました。当初は全てが手作業の時代で、毎月のお客様の管理は もちろん一軒一軒の領収書も手書きでした。

事務処理の仕事量も大変でしたが、休日も無く悪天

候でも朝刊・夕刊の配達には必ずあります。私は「新聞や」から「新聞屋さん」と呼ばれる様、スタッフを叱咤激励して送り出したものです。朝の2時から夜の9時まで言葉で表せないほど無我夢中の月日でした。そして、そんな私にスタッフも頑張ってくれて来てくれました。「己が挫けたら、誰もついて来てはくれない」と思い私も頑張りました。

それから、毎月一部でも二部でも増やし、一軒二軒とお客様が増えてくるのが楽しみでした。1ヶ月に100軒も増えたときには店全体が大騒ぎで、辛いことも吹っ飛びました。「へこたれないで一生懸命頑張ればきっと良いことが一生続くと思います」そんな経験が、今の私の基礎となっていることは紛れも無い事実です。

携帯電話やパソコンの急激な普及で、活字離れが加速し新聞を読まない人が増加している昨今ですが、新聞業界には死活問題です。新しい時代の速さに惑わされずに付いて行くだけでも大変なことです。その事に向かい合って試行錯誤するのも楽しみです。我々が手作業でしてきた事が基本であると若いスタッフに伝えてあります。

スタッフの喜ぶ顔、お客様の喜ぶ顔、最後に少しだけカーちゃんの喜ぶ顔が私の宝です。来年は(平成18年)ジャイアンツ ガンバルゾ!

豊かなガスライフを提供します。

庄和都市ガス株式会社

〒344-0117 埼玉県春日部市金崎467番地
TEL 048(746)8062 FAX 048(746)8081

品質一筋に180余年

滑
酒

寒梅



平成16年関東信越国税局酒類鑑評会 最優秀賞受賞
寒梅酒造株式会社

埼玉県久喜市中央2-9-27

TEL (0480) 21-2301 FAX (0480) 23-2078

想うがまま

揚州炒飯

久喜支部 (株)エル・サイトウ
代表取締役 齋藤 恵

久喜支部の広報委員会でお世話になっております、齋藤恵と申します。今回は仕事で長年ご縁があります香港で聞いた話題をちょっと書かせていただきます。タイトルの文字は、中華料理のメニューでよく見かけますが、香港での主要言語であります広東語では、「ヨンチャオ・チャウファン」と発音いたします。揚州炒飯は、簡単に言えば「五目チャーハン」のことです。至って素朴で、どこにでもありそうな家庭料理なのですが、実はなかなか味わい深い料理でもあるのです。

「揚州」とは地名です。江蘇省にあり、長江沿いの、上海や南京からもほど遠からぬ地です。右の写真は、その揚州炒飯を、パイナップルの実をくりぬいた中に盛りつけた料理として、香港のこのお店では、「菠蘿船炒飯」(パイナップルの船に盛りつけた炒飯)と名付けておりました。



炒飯は、通常は食事コースの最後の料理として出されます。かなり満腹になった状態ですから、パイナップルの酸味と甘みが実に効果的な役割を果たしてくれるというわけです。中華料理では美味しい炒飯の条件として、ご飯のツヤ、香り、炊き加減、油の使い方、一緒に混ぜる素材などが重要なポイントなのだそうです。揚州炒飯は、そのすべての点において、他を寄せ付けないのです。

ところで、この揚州炒飯をめぐる、かつて中国で、ちょっとした論争が起きたことがあるのだそうです。そのきっかけは、本場・揚州のcockさんたちの団体「揚州調理師連合会」が「揚州炒飯の基準」というものを発表しました。その冒頭にはこう書かれていたのだそうです。

「我々は『揚州炒飯』の名誉を守るために、本物の『揚州炒飯』の基準を発表します。材料・製法・技術など、全てこれに基づいて作ることをお願いしたい。また、『揚

州炒飯』にも色々な種類がありますが、これは最も標準的な「五目炒飯」に適用されるものです。これによって全国の揚州炒飯が統一の品質を保ち、ブランドが守られることを我々は望むものです。」

これによると、材料は以下の通りです。

「1人分として、上等な米500g、地鶏の卵4個、海鼠(ナマコ)20g、地鶏腿肉30g、上等な中華ハム10g、貝柱10g、川海老むき身50g、干し椎茸20g、新鮮な筍30g、グリーンピース10g、さらに調味料として葱のみじん切り10g、塩6g、鶏ガラスープ100g、サラダ油60g」

これに「製法」「技術要求」、さらに「費用・値段」が続きます。多くの専門家を招き、何ヶ月もかけて揚州炒飯を徹底的に科学分析したそうですから、その情熱にはびっくりです。炊飯時の米と水の割合、炊飯時間、火加減、具の選択、具の比率、塩加減などなど……。

ところがさすがに食の国、中国のことです。全土から

すごい反発が来たのだそうです。「辛いものが好きな四川、甘めの味が好きな上海、入れるものも地方によって違いがあっても別にいいじゃないか! 値段まで決められるなんて余計なお世話だ!」と。揚州以外の全国のcockさん達はこう強く反発したのだそうです。

そして騒ぎは「国家工商総局」、

この分野の最高レベルの窓口にまで届き、総局は次のような答えを出しました。「揚州炒飯は、たしかに商標として登録されてはいるが、それは商品名としてであって、料理名としてではない。すなわち、各レストランでメニューとして出すのは自由である。」と。

また、中国全国調理師協会副会長、馮恩源氏は「揚州炒飯は、すでに一種の大衆の食品であり、そもそも商標登録すべきではない。各地の色があっていい、統一化する必要はない。」とコメントしました。さすがに食の国、中国ですね。でもこの反論は、もっともなことだと思います。「北京ダック」、「麻婆豆腐」などなど、全ての料理について、学者を呼んでプロジェクトを結成して統一基準を作るのかということになれば、中華料理は画一的で、とてもつまらないものになってしまうことでしょう。

たかが「チャーハン」のことですが、こんなこともあるのです。食は大切に考えなければなりません。

《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

健康体割引のお取扱範囲が拡大!

年齢・体格基準が緩和されました。

「健康体割引特約」は血圧・体格・尿検査の結果などが大同生命所定の基準を満たした場合に保険料が安くなる特約です

- タバコを吸われる方でも、当社所定の基準に該当すれば保険料が割引かれます
- タバコを吸わない方なら、さらに保険料が割引かれます

【保険料例】

無配当定期保険 死亡保険金5,000万円(主契約のみ) 保険期間10年男性 口座振替月払い保険料

契約年齢	健康体割引が適用される場合		健康体割引が適用されない場合 (②)	非喫煙健康体の割引率 (②-①)÷②×100
	タバコを吸わない方(①) 〔非喫煙者健康体保険料率〕	タバコを吸う方 〔喫煙者健康体保険料率〕		
40歳	11,350円	13,500円	16,150円	約30%
45歳	16,050円	19,550円	23,200円	約31%
50歳	24,800円	30,750円	35,450円	約30%

II AIU保険会社

さいたま支店 TEL.048-650-7610 FAX.048-648-5843

任意労災についてお考えください!

政府労災だけでは足りない!

クルマ同様、上乗せ補償が必要です!交通事故の際、自賠責保険だけでは補償が足りないことはご存知のことと思います。

労災事故が起こった時はいかがでしょうか?

業務災害による法定外補償は年々高額化しているため、自動車保険と同様に、政府労災以外に任意の補償

が必要とされています。

そこで、法人会の任意労災制度「アットワーク」をご案内します。労働災害における企業責任をカバーし、業種やニーズに応じたオーダーメイド型のプラン内容の商品です。労災認定を待たずに保険金をお支払いし、地震によるケガも補償するなどの多くの特長がございます。

詳しくは、当社の推進員がご説明させていただきますので、お気軽にお尋ねください。

III アメリカンファミリー生命保険会社

越谷営業所 TEL.048-985-6262 FAX.048-985-6284

「食道がん」って?

日本での食道がんの発症率は、がん全体の中で10番目で、それほど多いがんではありません。年代別に見ると、50歳代から急速に増え始め、60歳代に発症のピークを迎えます。男女比は10対1ぐらいで、男性の罹患者が圧倒的に多くなっています。発症の危険因子としては、「アルコール、喫煙、熱い飲食物を好む」などがあげられていますが、特にアルコールとタバコの両方をた

しなむ人は、食道がんにかかる危険性が高くなります。早期発見によりがんは治る時代となりましたが、そのためにも定期的な健康診断が必要となってきています。2004年3月に実施致しましたアフラックの初回請求者調査によりますと全てのがんの平均自己負担費用は915,973円(2004年3月アフラック初回請求者調査)という結果も出ています。ただし、これは初回請求者ということによる再入院等入院の長期化も含めて考えなければなりません。

税を考える週間協賛

「法人会の集い」・公開講演会のお知らせ

主催 厚生委員会・青年部会・女性部会／後援 大同生命保険(株)

日時:平成17年11月10日(木) 午後3時30分～5時
場所:春日部市民文化会館 小ホール

入場無料

(一般参加者歓迎)

5万円の
旅行券が当たる
税金クイズ
花の種
花の苗
プレゼント



変化に対する対応
～世の中変わる、
変わらないのはあなただけ～

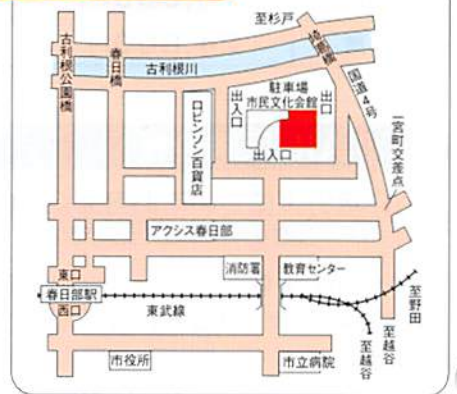
アサヒビール株式会社 名誉顧問

なか じょう たかのり

講師 **中條 高德氏**

- プロフィール
- 昭和 2年 長野県に生まれ、陸軍士官学校(第60期)に学ぶ
終戦後、旧制松本高校から学習院大学へ
 - 昭和27年3月 学習院大学文学部政治学科卒業
アサヒビール株式会社入社
 - 昭和49年2月 東京支店長(昭和49年理事、50年取締役)
 - 昭和51年1月 取締役大阪支店長
 - 昭和55年3月 常務取締役
 - 昭和57年2月 常務取締役営業本部長
(アサヒビール生まれ変わり戦略を企画立案、
実施の指揮をとる)
 - 昭和61年3月 代表取締役専務取締役営業本部長
 - 昭和63年2月 代表取締役副社長
 - 平成 2年9月 アサヒビール飲料株式会社 代表取締役会長就任
 - 平成10年3月 アサヒビール株式会社 名誉顧問就任

市民文化会館案内



参加申込は、10月31日(月)までに 事務局へ電話またはFAXにてお申込ください

社団法人春日部法人会 事務局 **TEL.048-761-3551/FAX.048-752-8244**

(キリトリ線)

(社)春日部法人会

公開講演会 参加申込書

住所	〒 -		
参加者名			
電話	()	FAX	()

◎ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・富田・瀧澤・吉田・染谷・白石・林・川崎・佐野・関永・栃原・遠藤・大塚・鈴木・松岡